

平成25年12月13日

地 方 公 営 企 業 会 計 制 度
見 直 し の 概 要 に つ い て

(議員協議会説明資料)

都 市 整 備 部 水 道 課
市 立 美 唄 病 院 事 務 局

地方公営企業会計制度の見直しについて

1 会計制度等の見直しの背景

- ・ 公営企業会計制度は昭和41年以来大きな改正なし。
- ・ 民間の企業会計基準は、国際基準を踏まえ見直されてきている。
- ・ 公営企業の経営状況等を的確に把握するためにも、相互の比較分析が容易にできるよう民間の企業会計制度との整合性を図る必要があることから、ほぼ半世紀ぶりに大幅な見直し。
- ・ 各公営企業は平成26年度予算・決算から適用。

2 地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

(1) 資本制度の見直し

(改正済みH24.4.1)

(2) 地方公営企業会計基準の見直し

(改正済H26予算、決算)

○会計基準の見直し項目

- ① 借入資本金
- ② 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
- ③ 引当金
- ④ 繰延資産
- ⑤ たな卸資産の価額
- ⑥ 減損会計
- ⑦ リース会計
- ⑧ セグメント情報の開示
- ⑨ キャッシュフロー計算書
- ⑩ 勘定科目等の見直しと注記
- ⑪ 組入資本金制度の廃止（資本制度の見直しの積み残し）

○会計変更に伴う経過措置等

(3) 財務規定等適用範囲の拡大等

(今後対応)

○水道・交通等法定事業及び病院事業以外の事業への適用拡大

(4) その他の検討事項

(今後対応)

○地方公営企業の設置及び経営の基本に関する条例

3 見直しの内容（概要）

(1) 資本制度の見直し

- ①法定積立金（減債積立金、利益積立金）の積立義務を廃止。
- ②条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できる。
- ③経営判断により、資本金の額を減少させることができる。

(2) 会計基準の見直し

- ・会計基準の見直し項目のうち、病院事業会計と水道事業会計のそれぞれの会計における該当状況は次表のとおりとなっています。

会計基準見直し項目にかかる各会計の該当状況表

会計基準見直し項目		各会計の該当状況		
		病院会計	水道会計	工水会計
①	借入資本金	●	●	●
②	補助金等により取得した固定資産の償却制度等	●	●	●
③	引当金	●	●	●
④	繰延資産			
⑤	たな卸資産価額			
⑥	減損会計			
⑦	リース会計	●		
⑧	セグメント情報の開示			
⑨	キャッシュフロー計算書	●	●	●
⑩	勘定科目等の見直しと注記	●	●	●
⑪	組入資本金制度の廃止（資本制度の見直しの積み残し）			

(3) 会計基準変更に伴う経過措置等

- ・資金不足比率＝資金不足額÷事業規模（医業収益）
 - ↓
 - （流動負債＋建設改良等以外に充てた地方債現在高－流動資産）
 - －解消可能資金不足額（※解消可能資金不足額の控除は財政健全化法のみ）
- ・新しい会計基準による影響（資金不足比率が上昇する要因）
 - ：流動負債の増
 - A－翌年度償還の企業債、他会計借入金（建設改良、準建設改良）
 - B－引当金のうち1年以内に使用される見込みのもの
 - C－翌年度支払のリース債務
 - ：流動資産の減
 - D－貸倒引当金のうち流動資産が減耗するもの（未収金）
- ・資金不足比率に影響を与える項目についての算入の要否
 - ：算入対象からの除外措置
 - A－翌年度償還の企業債、他会計からの借入金（建設改良、準建設改良）
 - ：算入猶予の経過措置（平成26～28年度決算の3年分）
 - B－引当金のうち1年以内に使用される見込みのもの
 - C－翌年度支払のリース債務
 - D－貸倒引当金のうち流動資産が減耗するもの（未収金）

貸借対照表（BS）への影響（イメージ）

【改正前】

固定資産	固定負債
	流動負債
流動資産	資本 ①借入資本金 ②資本剰余金



【改正後】

固定資産 ②△減価償却増 ④＋リース資産	固定負債 ①＋借入資本金から移行 ③＋退職給付引当金 ④＋リース債務
	流動負債 ①＋借入資本金から移行 ③＋退職給付引当金 ③＋賞与引当金 ④＋リース債務
流動資産 ③△貸倒引当金	繰延収益 ②＋長期前受金
	資本 ①△借入資本金 ②△資本剰余金 ②＋利益剰余金

- ① 借入資本金

② 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

③ 引当金

④ リース会計

地方公営企業会計制度見直しに伴う影響(H24年B/S比較) 市立美唄病院事業会計

(単位:千円)

【資産の部】		改正後	改正前	備考
1. 固定資産		545,481	500,153	
(1)有形固定資産		544,959	499,631	
イ 土地		7,575	7,575	
ロ 建物	②	376,555	384,835	
ハ 構築物		7,387	7,387	
ニ 器械備品	②	70,131	97,834	
ホ 車両	②	100	2,000	
ヘ 有形リース資産	④	83,211	—	新規項目
(2)無形固定資産		522	522	
イ 電話加入権		522	522	
2. 流動資産		188,680	188,951	
(1)現金預金		22,012	22,012	
(2)未収金		162,004	162,004	
(3)貸倒引当金	③	△ 271	—	新規項目
(4)貯蔵品		1,758	1,758	
(5)その他流動資産		3,177	3,177	
資産の部 合計		734,161	689,104	
3. 固定負債		1,074,609	364,689	
(1)企業債		349,491	364,689	
イ 建設改良分	①	105,516	—	振替項目
ロ その他	①	243,975	—	振替項目
(2)リース債務	④	42,321	—	新規項目
(3)引当金		682,797	—	新規項目
イ 退職給付引当金	③	682,797	—	新規項目
4. 流動負債		1,367,398	1,147,601	
(1)一時借入金		1,080,000	1,080,000	
(2)企業債		132,852	—	振替項目
イ 建設改良分	①	12,138	—	振替項目
ロ その他	①	120,714	—	振替項目
(3)リース債務	④	15,347	—	新規項目
(4)未払金		61,664	61,664	
(5)引当金		71,598	—	新規項目
イ 退職給付引当金	③	39,762	—	新規項目
ロ 賞与引当金	③	31,836	—	新規項目
(6)その他流動負債		5,937	5,937	
5. 繰延収益		9,914	—	
(1)長期前受金	②	62,924	—	振替項目
(2)収益化累計額	②	△ 53,010	—	新規項目
負債の部 合計		2,451,921	1,512,290	
6. 資本金		2,256,719	2,374,373	
資本金		2,256,719	2,256,719	
(借入資本金)		—	① 117,654	項目廃止(振替)
7. 剰余金		△ 3,974,479	△ 3,197,559	
(1)資本剰余金		5,418	68,342	
イ 国庫補助金		0	10,000	
ロ 道費補助金		477	2,527	
ハ 受贈財産評価額	②	4,785	② 44,675	
ニ 寄付金		156	3,300	
ホ 工事負担金		0	7,840	
(2)欠損金		△ 3,979,897	△ 3,265,901	△の場合は欠損金
イ 当年度未処理欠損金		△ 3,979,897	△ 3,265,901	△の場合は欠損金
資本の部 合計		△ 1,717,760	△ 823,186	
負債・資本の部 合計		734,161	689,104	

地方公営企業会計制度見直しに伴う影響(H24年P/L比較) 市立美唄病院事業会計

(単位:千円)

	改正後	改正前	備考
1. 医業収益	1,211,726	1,211,726	
(1)診療収益	1,029,958	1,029,958	
(2)その他医業収益	181,768	181,768	
2. 医業費用	1,319,177	1,325,079	
(1)給与費	③ 846,594	849,841	
(2)材料費	179,610	179,610	
(3)経費	③④ 230,592	252,540	
(4)減価償却費	②④ 59,296	40,003	
(5)資産減耗費	585	585	
(6)研究研修費	2,500	2,500	
医業損益	△ 107,451	△ 113,353	
3. 医業外収益	179,795	175,941	
(1)受取利息及び配当金	47	47	
(2)補助金	2,216	2,216	
(3)他会計補助金	166,766	166,766	
(4)患者外給食収益	2,028	2,028	
(5)長期前受金戻入	② 3,854	-	新規項目
(6)その他医業外収益	4,884	4,884	
4. 医業外費用	39,366	39,366	
(1)支払利息及び企業債取扱諸費	20,435	20,435	
(2)患者外給食材料費	792	792	
(3)雑損失	206	206	
(4)消費税関係雑支出	17,933	17,933	
経常損益	32,978	23,222	
5. 特別利益	488,910	359,269	
(1)その他特別利益	③④ 488,910	359,269	
6. 特別損失	871,371	3,591	
(1)その他特別損失	③ 871,371	3,591	
当期純損益	△ 349,483	378,900	
前年度繰越欠損金	△ 3,644,801	△ 3,644,801	
利益剰余金(移行時)	14,387	-	
当年度未処理欠損金	△ 3,979,897	△ 3,265,901	

地方公営企業会計制度見直しに伴う影響(H24年B/S比較) 水道事業会計

(単位:千円)

【資産の部】	改正後	改正前	備考
1. 固定資産	5,919,371	5,919,371	
(1)有形固定資産	5,917,473	5,917,473	
イ 土地	8,792	8,792	
ロ 建物	66,453	66,453	
ハ 構築物	5,706,239	5,706,239	
ニ 機械及び装置	132,966	132,966	
ホ 車両運搬具	844	844	
ヘ 工具器具及び備品	2,179	2,179	
(2)無形固定資産	1,898	1,898	
イ 水利権	1,440	1,440	
ロ 電話加入権	458	458	
2. 流動資産	79,386	93,642	
(1)現金預金	58,363	58,363	
(2)つり銭資金	60	60	
(3)未収金	28,329	28,329	
(4)貸倒引当金	③ △ 14,256	—	新規項目
(5)貯蔵品	6,890	6,890	
資産の部 合計	5,998,757	6,013,013	
3. 固定負債	3,882,687	—	
(1)企業債	3,687,001	—	新規項目
イ 建設改良分	① 3,687,001	—	振替項目
(2)引当金	195,686	—	新規項目
イ 退職給付引当金	③ 195,686	—	新規項目
4. 流動負債	238,849	45,025	
(1)未払金	8,389	8,389	
(2)預り金	36,636	36,636	
(3)企業債	① 188,661	—	振替項目
(4)賞与引当金	③ 5,163	—	新規項目
5. 繰延収益	1,243,032	—	
(1)長期前受金	② 1,984,069	—	振替項目
(2)収益化累計額	② △ 741,037	—	新規項目
負債の部 合計	5,364,568	45,025	
6. 資本金	704,408	4,580,070	
(1)自己資本金	704,408	704,408	
イ 一般会計出資金	544,040	544,040	
ロ 国有資本金	1,016	1,016	
ハ 組入資本金	159,352	159,352	
(2)借入資本金	0	3,875,662	項目廃止(振替)
イ 企業債	0 ①	3,875,662	
7. 剰余金	△ 69,219	1,388,917	
(1)資本剰余金	99,277	2,111,213	
イ 国庫補助金	25,665	715,615	
ロ 道費補助金	917	19,185	
ハ 工事負担金	② 59,156	② 1,302,463	
ニ 受贈財産評価額	13,539	70,539	
ホ 下水道会計負担金	0	3,411	
(2)欠損金	△ 168,496	△ 722,296	△の場合は欠損金
イ 当年度未処理欠損金	△ 168,496	△ 722,296	△の場合は欠損金
資本の部 合計	635,189	5,968,987	
負債・資本の部 合計	5,999,757	6,014,012	

地方公営企業会計制度見直しに伴う影響(H24年P/L比較) 水道事業会計

(単位:千円)

	改正後	改正前	備考
1. 営業収益	470,141	470,141	
(1)給水収益	431,756	431,756	
(2)受託工事収益	10,513	10,513	
(3)その他営業収益	27,872	27,872	
2. 営業費用	505,523	486,104	
(1)原水及び浄水費	80,840	80,840	
(2)配水及び給水費	63,158	63,158	
(3)受託工事費	9,403	9,403	
(4)総係費	37,799	37,799	
(5)給与費	86,211	86,211	
(6)貸倒引当金繰入額	③ 14,256	—	新規項目
(7)賞与引当金繰入額	③ 5,163	—	新規項目
(8)減価償却費	205,423	205,423	
(9)資産減耗費	3,270	3,270	
営業損失	△ 35,382	△ 15,963	
3. 営業外収益	47,456	5,765	
(1)他会計補助金	4,802	4,802	
(2)長期前受金戻入	② 41,691	—	新規項目
(3)雑収益	963	963	
4. 営業外費用	83,224	83,224	
(1)支払利息	82,164	82,164	
(2)雑支出	1,060	1,060	
経常損益	△ 35,768	△ 77,459	
5. 特別損失	195,686	0	
(1)その他特別損失	③ 195,686	0	
当年度純損益	△ 266,836	△ 93,422	
前年度繰越欠損金	△ 628,873	△ 628,873	
利益剰余金(移行時)	727,213	—	
当年度未処理欠損金	△ 168,496	△ 722,295	

地方公営企業会計制度見直しに伴う影響(H24年B/S比較) 工業用水道事業会計

(単位:千円)

【資産の部】	改正後	改正前	備考
1. 固定資産	987,157	1,623,144	
(1)有形固定資産	985,563	1,619,991	
イ 土地	7,021	7,021	
ロ 建物	54,102	83,937	
ハ 構築物	② 899,579	② 1,444,419	
ニ 機械及び装置	24,836	84,344	
ホ 車両運搬具	25	270	
(2)無形固定資産	1,594	3,153	
イ 水利権	② 1,594	② 3,153	
2. 流動資産	1,001	1,001	
(1)現金預金	780	780	
(2)未収金	221	221	
(3)貸倒引当金	0	—	新規項目
資産の部 合計	988,158	1,624,145	
3. 固定負債	159,586	0	
(1)企業債	152,601	—	新規項目
イ 建設改良分	① 152,601	—	振替項目
(2)引当金	6,985	—	新規項目
イ 退職給付引当金	③ 6,985	—	新規項目
4. 流動負債	9,993	1,001	
(1)一時借入金	1,000	1,000	
(2)未払金	1	1	
(3)企業債	① 8,663	—	振替項目
(4)賞与引当金	③ 329	—	新規項目
5. 繰延収益	475,799	0	
(1)長期前受金	② 1,116,255	—	振替項目
(2)収益化累計額	② △ 640,456	—	新規項目
負債の部 合計	645,378	1,001	
6. 資本金	567,595	728,859	
(1)自己資本金	567,595	567,595	
イ 一般会計出資金	567,595	567,595	
(2)借入資本金	0	161,264	項目廃止(振替)
イ 企業債	0 ①	161,264	
7. 剰余金	△ 224,815	894,285	
(1)資本剰余金	89,287	1,205,543	
イ 国庫補助金	14,896	767,058	
ロ 道費補助金	② 12,298	② 145,358	
ハ 工事負担金	61,633	292,667	
ニ その他資本剰余金	460	460	
(2)欠損金	△ 314,102	△ 311,258	△の場合は欠損金
イ 当年度未処理欠損金	△ 314,102	△ 311,258	△の場合は欠損金
資本の部 合計	342,780	1,623,144	
負債・資本の部 合計	988,158	1,624,145	

地方公営企業会計制度見直しに伴う影響(H24年P/L比較) 工業水道事業会計

(単位:千円)

	改正後	改正前	備考
1. 営業収益	3,857	3,857	
(1)給水収益	3,857	3,857	
2. 営業費用	57,627	32,075	
(1)原水及び浄水費	4,520	4,520	
(2)配水及び給水費	79	79	
(3)総係費	455	455	
(4)給与費	6,076	6,076	
(5)賞与引当金繰入額	③ 329	—	新規項目
(6)退職給付引当金繰入額	③ 6,985	—	新規項目
(7)減価償却費	② 39,115	20,877	
(8)資産減耗費	68	68	
営業損失	△ 53,770	△ 28,218	
3. 営業外収益	44,911	24,221	
(1)他会計補助金	24,221	24,221	
(2)長期前受金戻入	② 20,690	—	新規項目
4. 営業外費用	3,025	3,025	
(1)支払利息	3,024	3,024	
(2)雑支出	1	1	
経常損益	41,886	21,196	
当年度純損益	△ 11,884	△ 7,022	
前年度繰越欠損金	△ 304,236	△ 304,236	
利益剰余金(移行時)	2,018	—	
当年度未処理欠損金	△ 314,102	△ 311,258	

①借入資本金

従来は、建設又は改良に要する資金に充てるための企業債等については、借入資本金として計上してきました。

今後は、負債として計上することとなり、負債に計上するにあたり建設、改良等に充てられた企業債とその他長期借入金（例一特例債）に区別し、さらに1年ルールにより固定負債と流動負債に区分することとなりました。

②補助金等により取得した固定資産の償却制度等

従来は、固定資産取得のために充てられた補助金及び負担金等については資本剰余金に計上し、公営企業において取得価格から補助金等を控除した金額を帳簿価格としてみなし、減価償却費を算出するみなし償却制度が認められていましたが、廃止されることとなりました。

今後は、減価償却を行うべき固定資産の取得等に伴い交付される補助金等は、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上し、繰延収益については、減価償却を行う際に、その見合い分を順次収益化することとしました。

③引当金

新たな基準として、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く且つその金額を合理的に見積もることができる認められるものは引当金（貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金）として貸借対照表に計上することとなりました。

- ・貸倒引当金は、未収金等回収困難と見込まれる額を資産の控除項目として、流動資産に計上することとなりました。
- ・賞与引当金は、年度末に在籍する職員に支給が見込まれる6月支給の期末・勤勉手当のうち当事業年度の負担に属する支給対象相当分（12月から3月分）を計上することとなりました。
- ・退職給付引当金は、その計上が義務化され年度末に全職員が自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額を、計上することとなりました。計上にあたっては、適用時点での一括計上が原則ですが、その経営状況に応じ、当該地方公営企業職員の退職までの平均残余勤務期間の範囲内（最長15年以内）で均等に分割した金額を、計上することが可能となっています。

④繰延資産

繰延勘定として認められている事項は、その効果が次年度以降に継続することが前提となりますが、計上基準、計上範囲等が明確でなかったことから、

新たな計上が認められなくなりました。ただし、事業法において計上を認めているものについては、引き続き認められることとなっています。

病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計において、該当するものは現在ありません。

⑤ たな卸資産の価額

たな卸資産の実態を適切に表示することにより、財政状態をより適切に掌握できることから、時価が帳簿価格より下落している場合は、当該時価とする「低価法」を原則として義務付けることとなりました。しかし、短期間で費用化、現金化される事業用の部品や消耗品等の貯蔵品、当該金額の重要性が乏しい場合の評価は、低価法によらないものとされています。

病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計において、該当するものは現在ありません。

⑥ 減損会計

減損会計とは、固定資産の帳簿価格が実際の収益性や将来の経済的便益に比べ過大となっている場合に、適正な帳簿価格まで簿価を切り下げ、貸借対照表が経営状況をより適切に表すようにするというものです。既に企業会計型地方独立行政法人においては導入されており、今回多額の資産を保有する地方公営企業においても、財政状況を適切に表示する目的で導入することになりました。

事業活動から生ずる損益又はキャッシュフローが継続してマイナスとなる見込みの場合は、一般会計からの繰入等をキャッシュフローに算入できることなどから、減損損失が確認されるケースは限定的となることが想定されます。現時点においては、病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計において該当するものはありません。

⑦ リース会計

新たな基準として、地方公営企業会計にリース会計を導入することとなりました。リース取引の分類として、ファイナンス・リース取引（所有権が移転するものと移転外のもの）とオペレーティング・リース取引（ファイナンス・リース取引以外のリース取引）に区別されます。所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の資産取得とみなしてリース資産及びリース負債を計上することとし、所有権移転外ファイナンス・リース取引についても、所有権移転リースと同様に売買処理することとなりますが、金額など重要性に乏しいものについては、これまでどおり賃貸借処理することとなります。また、オペレーティング・リース取引も、これまでどおり賃貸借処理することとなります。

病院事業を除く中小規模地方公営企業（地公法第2条第1項各号に掲げる

事業であって、同施行令第 8 条の 2 の管理者を置かなければならない企業に該当しないもの）における所有権移転外ファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に準じた会計処理が認められています。ただし、所有権移転ファイナンス・リース取引については、この特例は認められておりません。

⑧セグメント情報の開示

地方公営企業会計にセグメント情報の開示を導入することとしました。開示すべきセグメント区分は、各地方公営企業において判断することとし、セグメントの概要のほか、セグメントごとの営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額資産、負債その他の項目となっています。

病院事業会計（例一複数の病院や救急救命センター等）、水道事業会計（例一水道事業の他に簡易水道事業等）、工業用水道事業会計（例一複数個所の施設等）において、セグメントに区分する事業等がないことから該当しません

⑨キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書とは、地方公営企業会計の資金収支の状況を示す書類です。これまで、地方公営企業会計では作成は求められていなかったところですが、発生主義会計のもとでは、収益・費用を認識する会計期間と現金の収入支出を認識する期間とに差異が生じる等、「資金計画」を除き現金収支の状況が明らかになっていなかったところでした。

新たな基準として、キャッシュフロー計算書の作成を義務づけることとし、地方公営企業法第 25 条に規定する予算に関する説明書として予定キャッシュフロー計算書を、地方公営企業法第 30 条第 1 項の規定により管理者が決算に併せて地方公共団体の長に提出しなければならない書類等としてキャッシュフロー計算書の作成がそれぞれ義務づけられました。

⑩勘定科目の見直しと注記

会計基準の改正を踏まえて、経営情報が財務諸表上明らかにされるような、勘定科目の見直しを行うこととしています。また、状況を適切に公開するために、重要な会計方針等を注記することとなります。

⑪組入資本金制度の廃止（資本制度の見直しの積み残し）

減債積立金を使用して企業債を償還した場合、また、建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合等に、その使用した額に相当する金額を自己資本金に組み入れる制度（組入資本金制度）が廃止することとされました。